平成２２年（フ）第９４号
長崎県佐世保市鹿町町深江586番地、旧住所長崎県平戸市田平町下寺免1826番地
債務者　浦田　歳満
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後１時30分
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
栃木県佐野市堀米町3243番地　レオパレス菊川206
債務者　清水　敏哉
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第９５号
栃木県佐野市中町1281番地９
債務者　大木　寿美
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２９９６号
大阪市生野区巽中１丁目４番25―205号
債務者　川島　正仁
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６５９号
大阪市鶴見区放出東３丁目19番２号
債務者　神山　　要
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２９５号
横浜市港北区大曽根２丁目36番16号
債務者　横山　奈央
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３１５号
横浜市金沢区富岡西３丁目９番20―109号
債務者　一戸　隆保
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３５２号
横浜市都筑区すみれが丘24番地８　幸和ハイツ201
債務者　金忠　弥生（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０４号
相模原市中央区田名6708番地２　坊山Ｋ－１
債務者　上津　保子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２０６号
相模原市中央区光が丘３丁目９番16－２号
債務者　佐藤伸一郎
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２２２号
相模原市南区麻溝台５丁目17番５号
債務者　松澤　正浩
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２２９号
相模原市南区麻溝台８丁目30番３号
債務者　山本美代子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２３２号
神奈川県座間市ひばりが丘１丁目51番１号ヴィラ・グリシーヌ105号
債務者　神埜寿美絵
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２３３号
神奈川県座間市広野台１丁目26番３―102号ライオンズガーデン小田急相模原
債務者　山田　啓予
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２８２号
愛知県安城市今池町３丁目10番７号　市営住宅Ｂ―303
債務者　岩井　美香
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係